第Ⅱ部　都道府県児童福祉審議会調査の結果と考察

第４章　本調査研究で対象とする都道府県児童福祉審議会

第１節　制度設置の背景

都道府県児童福祉審議会とは、児童福祉法に基づき、子どもや妊産婦らの福祉について調査、審議する、執行機関に設置される合議制の付属機関である。地方公共団体の付属機関については、地方自治法において、「普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする」（地方自治法第 203 条の２）とされており、児童福祉法において、都道府県、政令市などに設置義務がある。

なお、国においては、社会保障審議会の下に児童部会が設置され、さらに児童部会の下に社会的養育専門部会、新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会などが設置されている。国の審議会等については、国家行政組織法第８条に基づき国の行政機関に設置される。

第２節　制度的枠組

都道府県児童福祉審議会は、地方自治法、児童福祉法に基づき設置されるが、今回の調査においては、76%の自治体において、社会福祉法に基づき設置される地方社会福祉審議会に児童福祉専門分科会を設置し児童福祉についての調査、審議を行っていた。そのほか、子ども子育て支援法に基づく合議制の機関において、児童福祉についての調査、審議を行っている自治体もあった。

このように、児童福祉審議会は、各都道府県の事情に応じて設置され、児童福祉審議会単独で設置されているところは４分の１以下であり、むしろ少数派であった。

第３節　制度運営の実際

調査、審議すべき内容については、国の社会保障審議会に倣えば、都道府県知事の諮問に応じて児童福祉に関する重要事項を調査審議すること。重要事項に関し、都道府県知事又は関係行政機関に意見を述べることであると考えられる。

調査、審議、意見具申の目的は、都道府県児童福祉行政について、政策の形成、政策課題への対処、政策実施の手続きとして、学識経験者、事業従事者の専門的知識や経験が生かされ、公正中立な判断を確保することが考えられる。

調査、審議すべき事項については、児童福祉法に規定が置かれている場合（優良出版物、玩具等の推薦、児童相談所長の支援の方針と児童、保護者の意向が一致しない場合の支援について、家庭裁判所に審判を求める場合の事前手続きについて、児童福祉事業の停止や施設の閉鎖を命ずる場合、児童福祉施設の認可について等）のほか、都道府県独自の審議内容などがある。

政策の形成については、例えば「今後の地域子育て支援のあり方について、待機児童対策を中心とした施設整備について」、「子どもの最善の利益を保障する社会的養育体制の構築について」などが考えられる。

政策課題への対処としては、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例についての分析、調査研究、検証を児童福祉審議会で行なうことなどが考えられる。

政策実施の手続きとしては、児童相談所長が行う親権者の意に反する支援方針についての審議を行うこと、児童福祉法に基づき里親を認定する場合、都道府県知事が里親として登録する前段階として児童福祉審議会が審議し、知事への答申を行うことにより登録の手続きが進められるなどがある。

審議会内部に専門部会を設置し審議することが一般的である。

ところで、審議会では、多くの場合、諮問があって初めて協議を行い、諮問に対する答申、或いは意見の具申等が行われる。審議会が自発的に問題を掘り起こし、課題について調査・検討し、意見を具申するということはまれである。通常は開催の日程、議題の調整、その他さまざまな事項については事務局が担っており、審議会としては何をどのように審議するのかに関しては受け身の制度となっている。

また、虐待事例の急増等の社会状況の変化に応じて児童福祉審議会に求められる機能も変化してきている。児童相談所をバックアップするという趣旨で、児童福祉法改正によって、児童相談所の措置方針について事前に審議することが求められるようになった。その後、被措置児童等虐待事案についての検証や、死亡事例等の重大事案の検証も児童福祉審議会に求められることとなった。

個別案件に関する協議が求められる状況が定着することと並行して、アンケート回答にもあるように、審議会の開催日程の調整さえ困難な状態が多くの自治体にあることが分かった。

児童福祉審議会についての規定は児童福祉法制定当時からあるが、各自治体における自主的な運営に委ねられており、審議すべき案件も幅広く、その結果分科会についても様々な分科会が必要となり、児童福祉審議会が本来何をすべきところかについて統一的に理解されることが困難となっている。

児童福祉審議会は、元々は、専門的で客観的な観点から、児童の福祉に関して、幅広く、公平・中立的に審議を行い、首長に対して答申、意見具申を行うという役割を担うことが期待されてきたが、次第に困難になって来ているのではないかと考えられる。

第５章　都道府県児童福祉審議会調査の結果と分析

第１節　調査研究の目的と方法

（１）調査研究の目的

児童福祉法は、2016（H28）年の改正により、第１条（児童福祉の理念）において、子ども（児童）は、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）に基づいて、福祉を等しく保障される権利を有することを明文化した。

また、第２条（児童育成の責任）では、子どもの意見の尊重（子どもの権利条約第 12 条）および子どもの最善の利益原則（同第３条）を明示し、これを国民の責務とした。

さらに、この法改正に際しての附帯決議（参議院厚生労働委員会）は「自分から声をあげられない子どもの権利を保障するため、子どもの権利擁護に係る第三者機関の設置を含めた実効的な方策を検討すること」と述べている。

こうした児童福祉法の改正を受けて、厚生労働省「平成 29 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業」の調査研究課題の一つに、「都道府県児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の仕組み」が位置づけられた。

研究は、平成 29 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業を受けて、各都道府県、児童相談所設置自治体における児童福祉審議会についてアンケート調査を実施し、権利擁護機関の設置に向けて提言を行うとともに、厚生労働省における子どもの権利擁護推進政策のための基礎的な資料を得ることを目的とした。

本研究では、以下の手順によりアンケート調査、インタビュー調査を行った。

（２）調査研究の方法

①アンケート調査の検討

研究メンバーにより、2016（平成 28）年社会保障審議会児童部会「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告(提言)」、2016(平成 28)年児童福祉法改正資料（厚生労働省）、2017(平成 29)年新たな社会的養育の在り方に関する検討会報告「新しい社会的養育ビジョン」による子どもの権利擁護に対する考え、権利擁護に関する施策のあり方、社会的養護の現状等について検討を行い、調査研究の方向を①権利を侵害された経験がある、また、権利侵害を受ける可能性があるという観点から、社会的養護にある子どもの権利擁護の優先度が高いと考えられること　②子どもや家族の意見をどのように聞き取り、対応しているのか　③児童福祉法改正を受けて子どもの権利擁護に関する自治体としての課題の把握　④都道府県等の自治体における児童福祉審議会の実態の把握、が必要であることが話し合われた。

②アンケート調査票の作成

児童福祉審議会についてのアンケート調査は、平成 16 年に、当時大阪市立大学の山縣文治氏による「児童福祉審議会の意見聴取に関する調査報告」があり、その項目を参考に、複数の研究メンバーによる検討を経て調査票が作成された。

項目は、

１）貴自治体の児童福祉審議会についてお聞かせください。

２）児童福祉審議会に委嘱されている委員についてお聞かせください。

３）児童養護施設等の社会的養護の子どもたちおよびその家族の意見を聴くための方法についてお聞かせください。ここで対象とするのは、家族と離れて暮らしており、現在生活する場所が里親家庭又は児童福祉法第７条に定める児童福祉施設、及び児童相談所一時保護所、一時保護委託施設、自立援助ホーム、ファミリーホームの子どもたちおよびその家族です。

４）社会的養護の子どもたちおよび家族の声に対して、具体的にどのように動いているのかお聞かせください。

５）障害のある子どもへの支援についてお聞かせください。

６）すべての子どもたちに関する意見表明や権利擁護の仕組みについてお伺いします。

７）都道府県(所管地域)内において子どもの権利擁護を担っている団体・機関等の把握について

とした。

アンケート用紙は巻末に添付

③アンケート調査の実施

アンケート調査の実施は、社会的養護にある子どもの権利擁護を優先して取り扱うことから、全国の児童相談所設置自治体（都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市）の児童虐待担当主管課あてに郵送で調査票の配布、回収を行った(一部自治体ではメールによる回収であった)。また、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課より各自治体あて協力依頼をメールにて行った。

配布数 69 自治体、回収数は 64 自治体で、回収率は約 93%であった。

調査期間は、2017 年 11 月 13 日から 2018 年 11 月 30 日であった。

（３）倫理的配慮

調査依頼時に添付文書により、アンケートの集計結果については、アンケート実施の目的以外に使用することはないこと。またデータは匿名化し集計を行い、各自治体の個別の回答を公表することはないことを通知し、回答を得ている。また、自治体への直接のインタビュー調査においては、研究協力同意書に遵守事項を示し、署名を得て調査を行った。

（４）データの集計、分析

回収された調査票は、研究メンバーが記入を確認、自治体担当者に問い合わせのうえ調査会社において入力、単純集計を行ったものを、研究者が読み取り。分析を行った。

（５）インタビュー調査の実施

子どもの権利擁護について、自治体の実務担当者に直接インタビューによる調査を実施した。内容としては、施設に入所している子どもの声が届いた場合の意見聴取やその後の流れなどの具体的な取り扱いや、権利擁護についての独自の取り組みについてである。
合計４自治体で実施した。

第２節　アンケート調査の結果と分析

（１）　Ｃアンケート調査の結果

①児童福祉審議会について

1-1)児童福祉審議会の設置形式について、あてはまるものに○を付けてください。

独立して児童福祉審議会を設置しているのは 11 自治体（17.2%）であり、約４分の３である 49 自治体(76.6%)は地方社会福祉審議会に児童福祉専門分科会を設ける形で児童福祉に関する審議を行っていた。その他の設置形態では、３自治体が子ども・子育て支援法に基づく合議制の会議で児童福祉に関する審議を行っていた。（図－１）

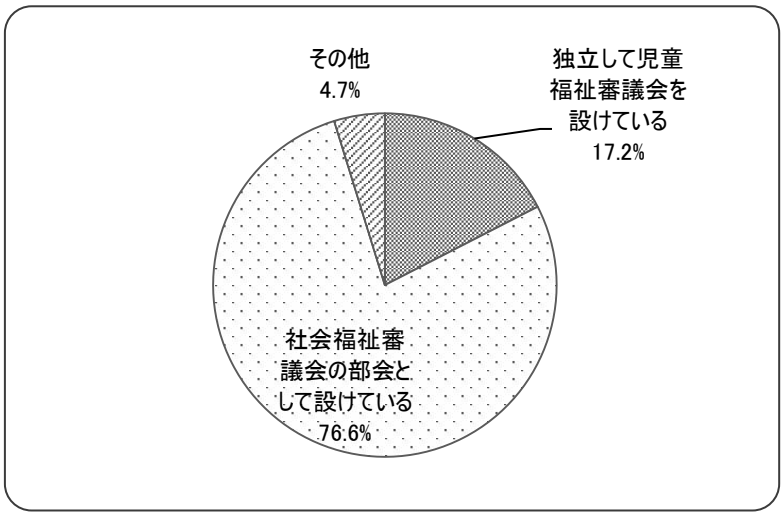

図－１　児童福祉審議会の設置形式

1-2)児童福祉審議会（社会福祉審議会に設置した部会）のもとに、どのような専門部会を設置していますか？あてはまるものすべてに○をつけてください。

専門部会としての設置は、里親に関する部会、児童相談所（措置審査）に関する部会の設置がともに 52 自治体（75.3%）で、次に児童虐待死亡事例検証に関する部会が 40 自治体（58.0%）、被措置児童虐待に関する部会が 39 自治体（56.5%）であった。部会を設置しないところも 1 自治体あったが、時間を区切って審議内容を区分していた。

（図―２）

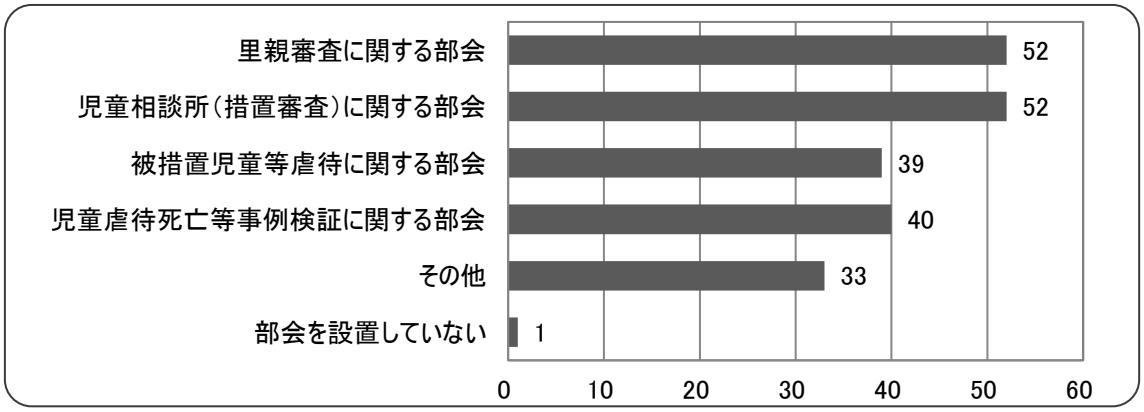

図－２　児童福祉審議会のもとに、どのような専門部会を設置しているか

その他の部会については、統合された部会、他の法律に基づき設置された部会など様々な部会が設置されている。重複する内容もあるが記載されたものを、児童福祉全般、要保護児童、保育・子育て支援、青少年、その他に分類して以下の表－１に示す。

里親に関する部会、児童相談所(措置審査)に関する部会、被措置児童虐待に関する部会、児童虐待死亡事例検証に関する部会のほかに設置されているその他の部会	
児童福祉全般	児童福祉行政の諸課題に関する部会、児童福祉法第 8 条第 1 項本文及び第 3 項に規定する事項を担当する部会、
要保護児童	児童処遇部会、児童福祉専門分科会家庭福祉部会、児童処遇部会、児童支援部会、保護母子部会、ひとり親家庭に関する部会、『「里親審査に関する部会」「児童相談所（措置審査）に関する部会」「児童虐待死亡等事例検証に関する部会」を統合した』部会、児童相談所一時保護所外部評価委員会、児童養護部会、「里親審査、児童相談所（措置審査）、被措置児童等虐待、児童虐待死亡等事例検証」に関する部会、『「児童相談所（措置審査）」「被措置児童等虐待」「児童虐待死亡等事例検証」を含む児童の入所措置等に関する事項』を審

	議する部会、『「里親審査」「児童相談所（措置審査）」「被措置児童等虐待」「児童虐待死亡等事例検証」他』を扱う専門部会、
保育・子育て支援	保育所認可部会、幼保連携型認定こども園等審査部会、教育保育施設等事故検証部会、保育所、幼保連携型認定こども園の認可等に関する部会、保育所認可等に関する部会、認定こども園・保育所審査部会、保育部会、保育所・認定こども園に関する部会、保育に関する部会、保育所の認可に関する部会、認定こども園設置認可等審査部会、設置認可部会、保育所等の認可等に関する部会、保育施設等での重大事故の再発防止等に関する部会、保育所等の認可に関する審査部会、保育所認可に関する部会、教育・保育施設における重大事故再発防止のための検証部会、保育士等研修実施機関指定審査に関する部会、保育所審査に関する部会、保育事業認可部会・保育事業認可前審査部会、
青少年	青少年に関する部会、青少年の健全育成に関する部会、
その他	児童福祉専門分科会の下に「健全育成部会」「保護母子部会」「保育所部会」を設置、有害図書類等の指定に関する部会、子どもの貧困対策の推進に関する部会、いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項に基づく再調査部会、児童福祉施設等の整備並びに社会福祉法人及び児童福祉施設等の認可に関する審査部会、

表－１　里親に関する部会、児童相談所(措置審査)に関する部会、被措置児童虐待に関する部会、児童虐待死亡事例検証に関する部会のほかに設置されているその他の部会

1-3)以下の児童福祉審議会の専門部会についてそれぞれ平成 28 年度の開催回数をご記入ください。
①里親審査に関する部会
②児童相談所(措置審査)に関する部会
③被措置児童等虐待に関する部会
④児童虐待死亡等事例に関する部会
⑤その他の部会１
⑥その他の部会２

28 年度の開催回数ということで一度も開催されなかった部会もあり、0 回から最大 72 回（保育所認可に関する部会）。里親に関しては平均 3.5 回、児童相談所（措置審査）に関

しては平均 5.9 回、被措置児童等虐待に関しては平均 3.2 回、死亡等事例検証に関する部会は平均 2.4 回の開催回数であった。

山縣(2005)では、児童相談所部会(措置審査に関する部会)の平成 15 年度開催回数を調査している。そこでは、0 回が 17.4%で最も多く、次いで２回と４回が 15.2%となっている。

今回(平成 28 年度)も同様の手法で計算すると、4 回が 14.8%で最も多く、次いで２回、６回、12 回が 13.0%となっており、最大開催回数は 32 回であった。児童相談所の措置に関する部会は開催回数が 0 回も 7.4%あるものの、全体に開催回数は増加していることが確認できる。

1-4)最も高い開催頻度の専門部会は、どのように開催されていますか？あてはまるものに○をつけてください。

年間の予定日を決めているが 27 自治体、次いで、ある程度開催頻度が決まっており、その都度日程調整するが 25 自治体、不定期で開催が 14 自治体、その他が１自治体であった。

1-5)事務局の体制についてお伺いします。(部会を担当する実人数をご回答ください)

人数については、１名（１自治体）から最大 52 名（１自治体）まである。多いところでは、52 名、35 名、19 名等があるが、これらの自治体では、部会に応じて所管部署が分かれており、また、同じ部会においても内容によって事務担当部局が交代する（権利侵害に関しては県本庁が事務局を所管し、措置に関しては児童相談所が事務局を担当する）などの事情により、多くの職員をカウントせざるを得ないという場合がある。これらの事情を除いた計算では、１自治体当たり平均 3.9 人の事務局体制であった。しかし、職務分担としては児童福祉審議会専任ではないこと、職種は行政職が多く、児童心理司や児童福祉司等の現場職員が担当する場合もあることなどから、児童福祉審議会が子どもの権利擁護機機能を担うとすれば、事務局の体制についても職務の内容や機能について検討する必要があると考えられる。

1-6)各部会について、審議の結果についてお伺いします。

各部会の答申、意見具申、勧告件数等について以下の図に示す。（図―３）

部会	答申	意見具申	勧告
里親に関する部会	0 件(20 自治体)～ 142 件（1 自治体）	0 件(17 自治体)～ 48 件(1 自治体)	0 件（記入のあった 28 自治体すべて）

児童相談所(措置)に関する部会	0 件(8 自治体)～102 件(1 自治体)	0 件(14 自治体)～102 件(1 自治体)	0 件 (記入のあったすべての自治体)
被措置児童等虐待に関する部会	0 件 (20 自治体) ～71 件 (1 自治体)	0 件(13 自治体)～34 件(1 自治体)	0 件(24 自治体)～5 件(1 自治体)
児童虐待死亡等事例に関する部会	0 件(25 自治体)～5 件(1 自治体)	0 件(21 自治体)～4 件(3 自治体)	0 件(24 自治体)～1 件 (1 自治体)

図－３　各部会の答申、意見具申、勧告件数等

1-7)児童福祉審議会の運営に関して、何か困難さを感じておられますか？

運営に関する困難性について、「あり」は 14 自治体(21.9%)、「なし」は 50 自治体(72.4%)と多くの自治体では児童福祉審議会についてそれほど困難性を感じていないという結果であった。

1-8) 1-7)で「はい」とお答えいただいた場合、どのようなことが困難ですか？(自由記述)

困難な場合の具体的な内容については、14 自治体から記入があり、そのほとんどが多忙な委員が多く審議会開催についての日程調整であるという内容だった。

例１）多忙の委員が多く、数か月前に定めた日程又は定期日程以外での開催（日にち及び時間）は困難。また、委員には日中は自身の本業があるため、夜間開催が多くなる。

例 2）委員それぞれが専門の職（医師、弁護士、大学教授）に就いていることから、会の開催日程調整に苦慮している

②児童福祉審議会に委嘱されている委員について

2-1)現在委嘱している委員についてお聞かせください。職種については下記の職種一覧から該当する番号をすべて記入してください。

① 里親審査に関する部会では、委員の人数は、最小４人から最大 23 人まで、平均 7.4 人であった。また、職種では、社会福祉施設職員（44 人）、その他の福祉関係者（36 人）、弁護士（31 人）、社会福祉を専門とする大学教員（28 人）、民生委員・主任児童委員（27 人）、小児科医（27 人）、のほか、その他、教育関係者（大学教員を除く）、精神科医、心理学を専門とする大学教員等が委員として数多く委嘱されていた。

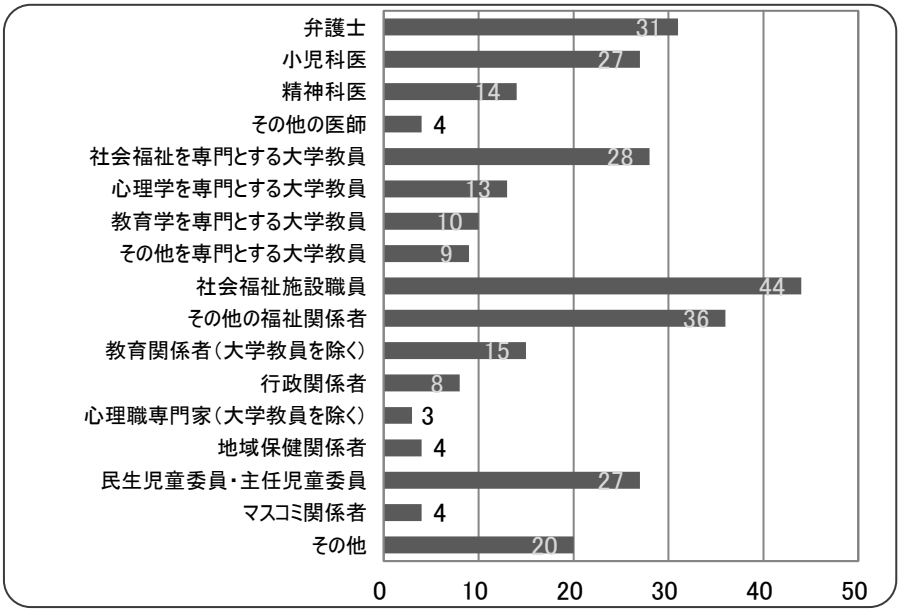

② 児童相談所（措置審査）に関する部会では、委員の人数は、最小４人から最大 15 人で、平均 6.2 人であった。また、職種では、弁護士（52 人 18.0%）、小児科医（38 人 13.1%）、社会福祉施設職員（33 人 11.4%）、社会福祉を専門とする大学教員（33 人 11.4%）、精神科医（30 人 10.3%）、心理学を専門とする大学教員（19 人 6.6%）、のほか、民生委員・主任児童委員、教育関係者（大学教員を除く）、教育学を専門とする大学教員等が委員として数多く委嘱されていた。

山縣(2005)では、委員数は、５人が 52.2%で最も多く、次いで６人が 19.6%、７人が 13%となっていた。今回（平成 28 年度）では、委員数の平均が 6.2 人であり、同一算定方法ではないものの、大きな変化はないと感じられる。

また職種については、やはり弁護士が 18.2%で最も多く、次いで精神科医 12.9%、その他福祉関係者 10.6%、小児科医 10.2%となっており、弁護士、小児科医、精神科医について、その専門性に対する期待が大きいことが確認できる。

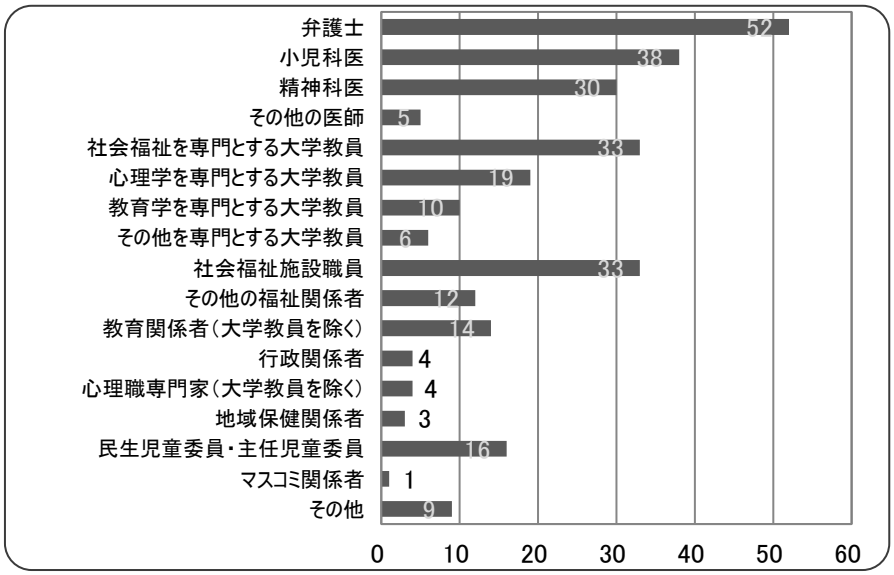

③ 被措置児童等虐待に関する部会では、委員の人数は、最小３人から最大 13 人まで、平均 6.3 人であった。また、職種では、弁護士（38 人）、社会福祉施設職員（25 人）、小児科医（24 人）、社会福祉を専門とする大学教員（24 人）、精神科医（22 人）、のほか、民生児童委員・主任児童委員、心理学を専門とする大学教員、その他の福祉関係者等が委員として数多く委嘱されていた。

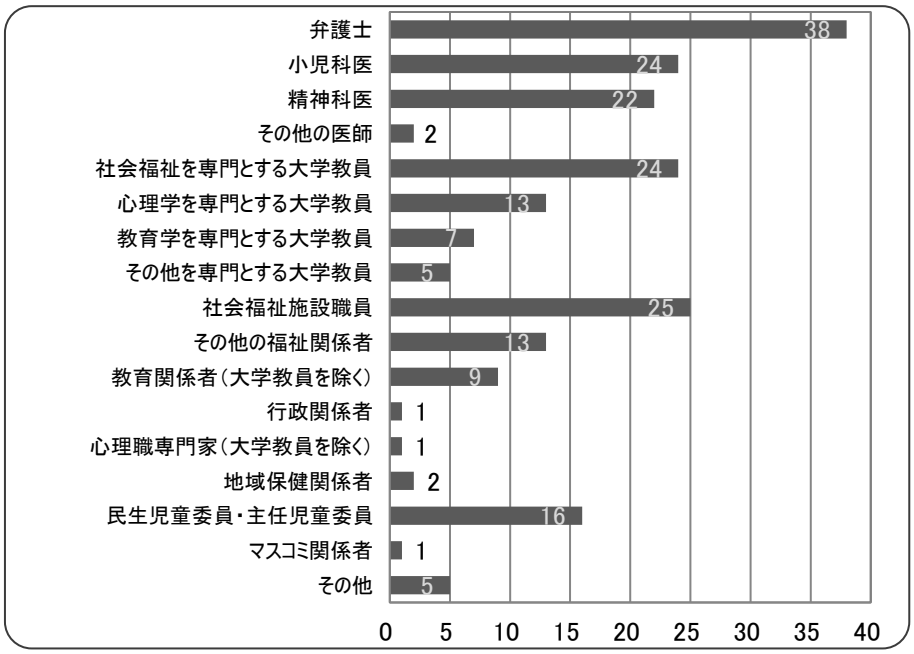

④児童虐待死亡等事例検証に関する部会では、委員の人数は、最小４人から最大 13 人

人で、平均 6.5 人であった。また、職種では、弁護士（41 人）、小児科医（29 人）、社会福祉を専門とする大学教員（28 人）、神科医（23 人）、社会福祉施設職員（23 人）のほか、民生児童委員・主任児童委員、その他の社会福祉関係者、心理学を専門とする大学教員等が委員として数多く委嘱されていた。

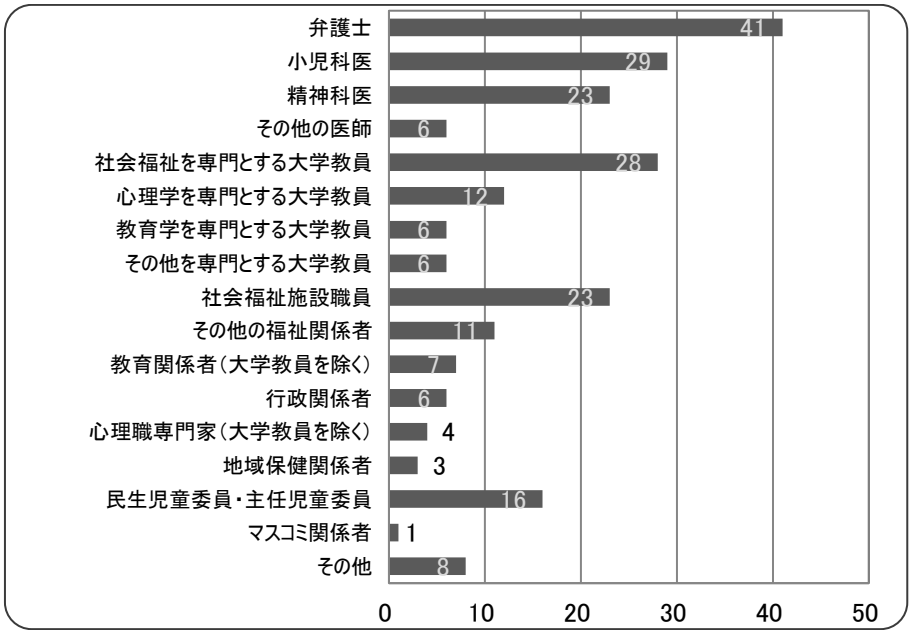

④ ⑤①から④以外のその他の部会では、委員の人数は４人から 32 人までの範囲で、５から７人程度のところが多数であった。職種については、社会福祉施設職員、弁護士、社会福祉を専門とする大学教員、その他の福祉関係者等が委員として数多く委嘱されていた。

2-2)委員の選出方法について、あてはまるものを全てに○をつけてください。

委員の選出方法については、関係団体による推薦・紹介（60 自治体）が最も多く、次いで前任者による推薦・紹介（35 自治体）、学識経験者による推薦・紹介（29 自治体）、庁内職責による選出（16 自治体）、公募（13 自治体）となっていた。

団体による推薦・紹介、庁内職責による選出は、あて職、順番による選出になる可能性もあり、2016（平成 28）年児童福祉法改正により今後は減少すると思われるが、適切な人材を確保することのむつかしさが表れていると考えられる。（図－４）

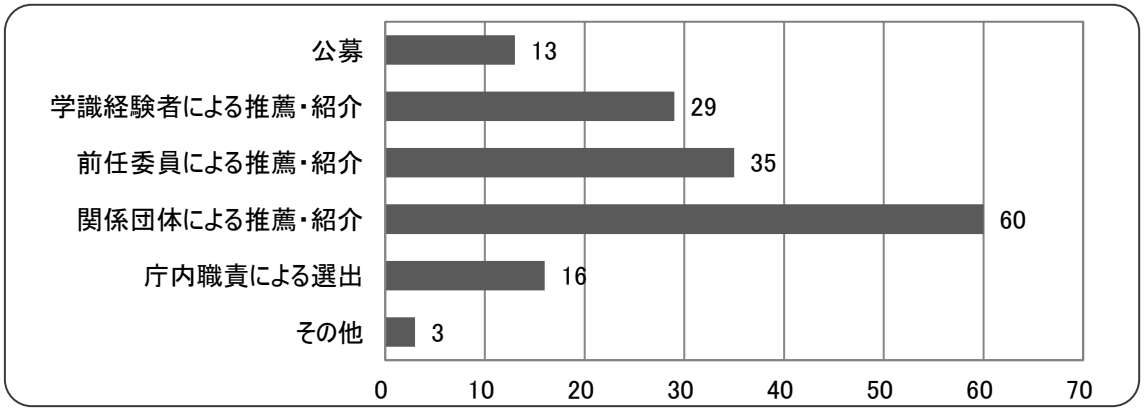

図―４　児童福祉審議会委員の選出方法

2-3)委員の選出について、困難な点はありますか？あてはまるものに○をつけてください。

64 自治体からの回答のうち、困難な点があるという回答は 14 自治体（21.9%）、いいえという回答は 50 自治体（78.1%）であった。

2-4)困難な点があるとお答えいただいた場合、どのようなことが困難ですか。（自由記述）

回答のあった 14 自治体では、専門性を有する人材については、忙しく、内規による兼職や継続年数の制限、審議内容に関係する可能性等があり、確保が困難であるという意見が多数であった。

例１）児童福祉行政に知見があり選出候補者となる学識経験者等は、多忙であることが多く、頻回に開催する部会について、参加の了承を得ることが容易でない。
例２）専門性のある委員の確保。平日開催のため、なり手不足。

2-5)平成 28 年の児童福祉法改正により委員の要件について、「権限に属する事項に関し公正な判断をすることができる者であって、かつ、児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者」のうちから任命するとされましたが、法改正後に改めて選任をされましたか？あてはまるものに○をつけてください。

回答のあった 64 自治体のうち、改めて選任を行った自治体は 13 自治体（20.3%）、いいえと回答のあった自治体は 50 自治体（78.1%）であった。法改正後間もないこと、地方社会福祉審議会に児童福祉専門分科会を設置しているところが多いことなどから、改めての選任が現時点でなされていないところが多数であったと考えられる。（図－５）

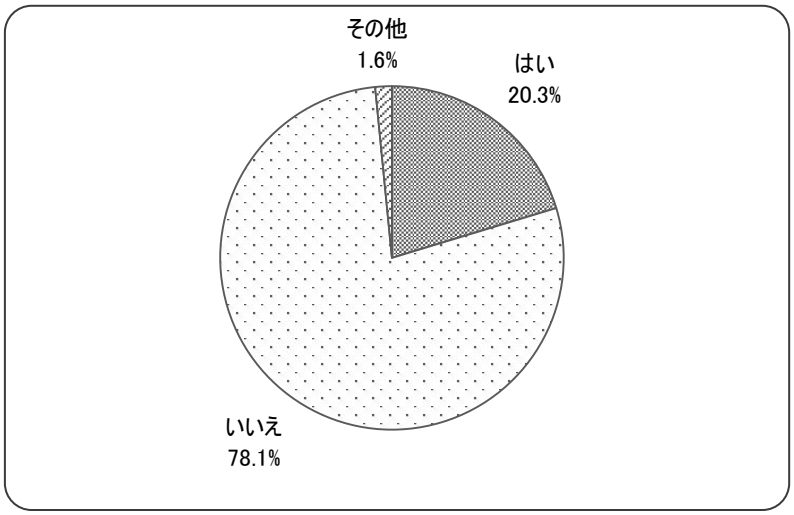

図－５　児童福祉法改正後に改めて委員を選任したか

③児童福祉施設等の社会的養護の子どもたちの意見を聞くための方法について

3-1)社会的養護を利用している子どもたちに、児童福祉審議会に申し立てできることを知らせていますか？また子どもたちから児童福祉審議会に意見を申し立てる方策をもつておられますか？それぞれあてはまるものに○をつけてください。

①社会的養護施設入所児童については、知らせているが 22 自治体（34.4%）、知らせていないが 35 自治体（54.7%）であり、過半数が児童福祉審議会に申し立てできることを知らせていなかった。

②里親委託児童については、知らせているが 17 自治体（26.6%）、知らせていないが 38 自治体（59.4%）であった。

③児童相談所による一時保護児童については、知らせているが 11 自治体（17.2%）、知らせていないが 45 自治体（70.3%）であった。施設、里親、一時保護の順に知らせているが減少し、知らせていないが増加している。施設の場合でも過半数は知らせていないという結果であった。子どもたちに、権利を守るためにできることを説明し、知らせることがまずは必要であると考えられる。

3-2)子どもたちから児童福祉審議会に意見を申し立てる方策をもつておられますか？それぞれあてはまるものに○をつけてください。

①社会的養護施設入所児童については、方策をもつているが 26 自治体(40.6%)、もつていないが 30 自治体（46.9%）であった。

②里親委託児童については、方策をもつているが 20 自治体（31.3%）、もつていないが 34 自治体（53.1%）であった。

③児童相談所による一時保護児童については、方策をもつているが 14 自治体（21.9%）、もつていないが 42 自治体（65.6%）であった。施設、里親、一時保護の順に方策をもつているが減少し、もつていないが増加しており、申し立てできることを知らせているかどうかと同様の傾向を示した。

3-3）3-2)でこどもたちが児童福祉審議会に意見を申し立てる方策があるとお答えいただいた場合、それは、どのような方法でしょうか？あてはまるものすべてに○をつけてください。

子どもの権利ノートに相談できる窓口を記載しているが 30 自治体、対応できる電話番号を伝えているが 21 自治体、施設や里親などの子どもたちに「はがき」を配布しているが 19 自治体であった。児童福祉審議会の事務局担当者が定期的に施設や里親家庭を訪問しているという取り組みを行っている自治体が２ケ所あった。（図－６）

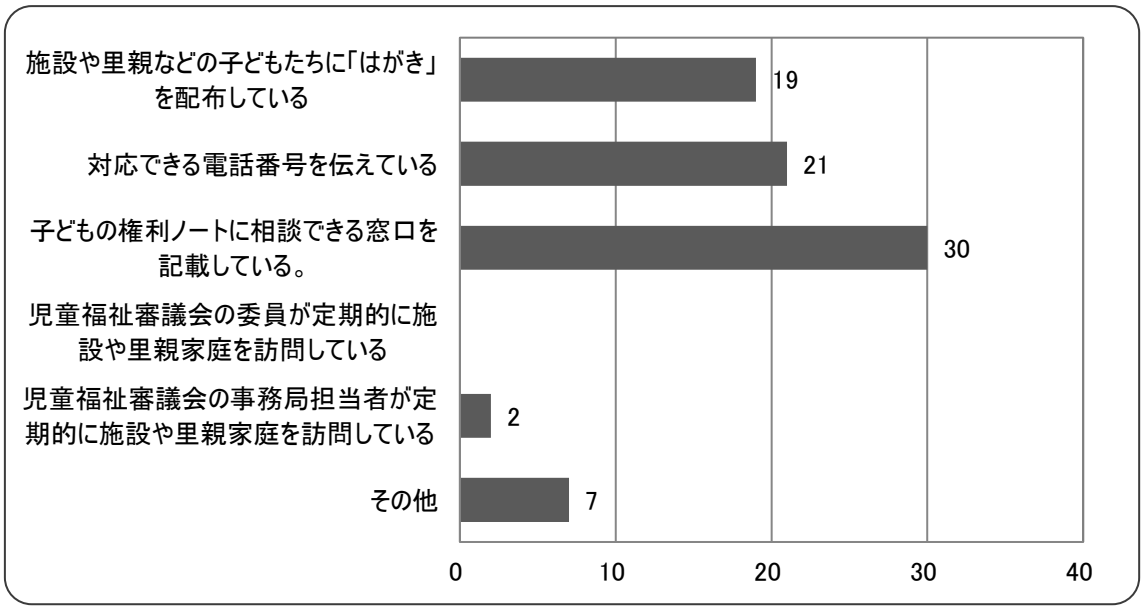

図－６　児童福祉審議会に意見を申し立てる方策

3-4）3-3)で②の対応できる電話番号を伝えているとお答えいただいた場合、それはどのような電話番号でしょうか？あてはまるものに○をつけてください。

児童相談所が 18 自治体で最多であった。続いて児童福祉審議会の行政担当事務局が 11 自治体、児童福祉審議会の専用電話が３自治体であった。架電先が児童相談所の場合、こ

どもにとって措置を決定した児童相談所に対して、本心から相談や権利侵害の訴えができるのだろうかという懸念がある。児童福祉審議会の専用電話については３自治体が設置しており、こどもにとっての第三者性はより明確にされているのではないかと思われるが、夜間休日等の対応が困難ではないかと考えられる。

3-5) 3-3)で④または⑤の定期的に訪問しているとお答えいただいた場合、訪問頻度をお知らせください。

定期的に訪問している２自治体については、どちらの自治体も頻度は年１回であった。年１回の訪問では、残念であるが子どもの権利擁護のための方法としてどの程度の効果が期待できるのか疑問である。

3-6) 3-2)で子どもから児童福祉審議会に意見を申し立てる方策がないとお答えいただいた場合、それはなぜでしょうか？あてはまるものに○をつけてください。

他のシステムでできているは 28 自治体（75.6%）、必要と感じるが今後の課題であるがは７自治体（18.9%）、であった。１自治体については必要性がないという回答であった。

3-7) 3-6)で②他のシステムで対応できているとお答えいただいた場合、それはどのようなシステムでしょうか？あてはまるものに○をつけてください。

児童相談所による施設の定期的訪問が 22 件（36.1%）、各施設の苦情対応の第三者委員が適切に対応しているが 16 件(26.2%）、都道府県による監査指導が６件(9.8%)等であった。

3-8) 3-6)で今後課題であるとお答えいただいた場合、何が課題であるとお考えでしょうか。（自由記述）

あまり明確なものではないが、申し立てるシステム構築の手順等が明確ではない、児童養護施設の協力が必要等であった。

例１）システム構築の手順や進め方が課題、具体的な検討は今の所ない。
例２）里親委託児童・・・社会的養護施設等入所児童については、入所時に権利ノートを渡し、児童相談所あての権利侵害を受けた場合の連絡先、封筒などを渡しているが、里親委託児童の場合は年齢による説明時期の問題、権利ノートの内容修正等が必要であるため、対応方法を検討中。

3-9)平成 28 年度に児童福祉審議会に子どもたちからの連絡や相談はありましたか（被措置児童等虐待の届け出を含まない）？あてはまるものに○をつけてください。

有りが３自治体(4.7%)、無しが 60 自治体(93.8%)であった。（図－７）

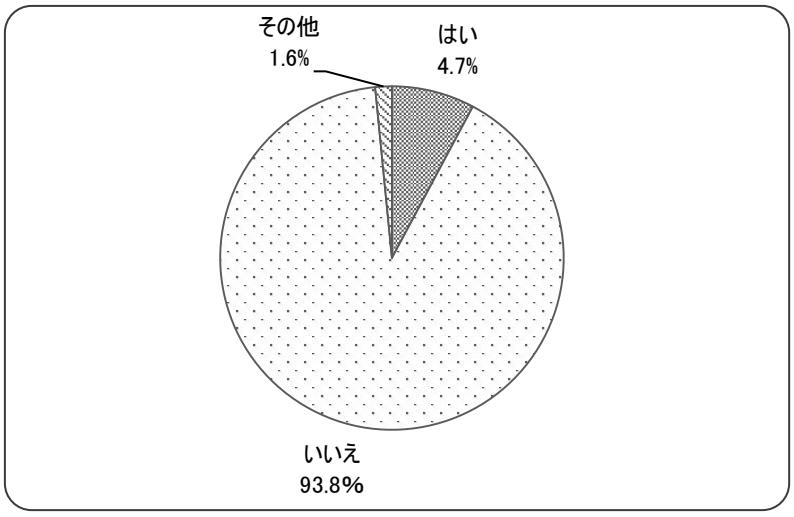

図－７　児童福祉審議会に子どもたちからの連絡や相談はあったか
（被措置児童等虐待の届出を含まない）

子どもたちからの連絡や相談のあった３自治体に対し、連絡や相談の内容、その後の対応の流れを電話で確認した。（図－８）

自治体	連絡等の件数	経路	受付	内容
P自治体	3件	ハガキ	本庁	3件とも、施設生活における日常的な不満を訴えるもの（例えば、食事に嫌いなものが出てきて困るといったような内容など）であった。匿名のものについては措置機関である児童相談所に情報提供をした。 匿名であっても、対象児童や施設が想定できるものについては、施設長、児童相談所に連絡を取り、対応を依頼した。氏名が記載してあるものに関しては、施設長、児童相談所に連絡し、対応を依頼した。

				ケースバイケースであるが、本庁職員が面談する場合もある。対応を依頼したものについては、その後状況が落ち着いているということである。 施設入所児童に配布している権利ノートに添付しているハガキでの申し出は様々な内容であり、日常的な不満レベルから、被措置児童虐待の疑いがあるものまである。それらについては本庁担当職員が目を通し、被措置児童虐待として対応するものと、情報提供、対処依頼等で対応するものを選別している。 その後の状況については、氏名等が特定できるものについては、児童福祉審議会に報告を行う。
Q自治体	1件	封書（入所時に権利ノートとともに用紙、封筒を配布）	本庁	障害児施設入所児童から、施設職員からたたかれたという訴えが封書で本庁に届いた。児童相談所職員と本庁職員が施設において双方から事情を聴取した。児童には児相職員が、施設職員には本庁職員が聴取。たたいたのではなく、支援行為の一環であったが、児童が職員の行為を誤解して受け取ってしまう可能性もあり、施設職員には複数で対応すること、誤解を招くような支援は適切ではないと助言。 児童に対して状況を説明し児童も納得した。 事例について児童福祉審議会被措置児童等虐待検証部会に報告し終結が了承された。
R自治体	1件	ハガキ	本庁	社会的養護施設への入所理由、入所期間等に納得していない児童から、家族に会いたいという訴えがあった。施設名、氏名が記載されていたので、施設長、児相に事情を確認。施設長あて、注意深い見守りを依頼し、児相には、家族への指導を依頼した。1週間後施設長より経過報告があり落ち着いていることを確認し終結した。

図－８　連絡や相談があった場合の対応の流れ

3-10）3-9)で連絡や相談があったとお答えいただいた場合、それは何件ありましたか。

連絡や相談のあったという回答のあった５自治体について、電話確認の結果３自治体になり、１件（２自治体）、３件（１自治体）であった。

3-11） 3-9)で連絡や相談があったとお答えいただいた場合、どのような経路で連絡や相談がありましたか。

連絡や相談の経路は、ハガキ４件、その他１件(封書)であった。数は少ないが、ハガキは一定効果があると思われる。

3-12） 3-9)で連絡や相談があったとお答えいただいた場合、どこが受け付けましたか？

連絡や相談があった場合の受付窓口は、すべて本庁の担当職員で５件。

3-13)社会的養護の子どもたちの家族について、児童福祉審議会に申し立てできることを知らせていますか？

家族に知らせているは２自治体(3.1%)、知らせていないは 57 自治体(89.1%)であった。家族については、ほとんどの自治体で、児童福祉審議会に申し立てできることを伝えていないことが分かった。

3-14)家族から児童福祉審議会に意見を申し立てる方策をもつておられますか？

家族から児童福祉審議会に申し立てる方策については、もつているところが７自治体(10.9%)、もつていないところが 53 自治体(82.8%)であり、やはりほとんどの自治体で家族が申し立てる方策をもつていないことが分かった。

3-15） 3-14)で児童福祉審議会に意見を申し立てる方策があるとお答えいただいた場合、それはどのような方法でしょうか？あてはまるものすべてに○をつけてください。

家族から児童福祉審議会に意見を申し立てる方策をもつているところについて、具体的な方法としては、はがきを配布しているが３件、その他が６件であった。

3-16） 平成 28 年度に児童福祉審議会に家族からの連絡や相談はありましたか（異議申し立てや不服申し立ては含まない）？あてはまるものに○をつけてください。

平成 28 年度に児童福祉審議会に家族からの連絡や相談があったところは１自治体のみであった。その他は不明であった。

3-17）3-16)で連絡や相談があったとお答えいただいた場合、それは何件ありましたか。

連絡や相談の件数は１件のみであった。

3-18）3-16)で連絡や相談があったとお答えいただいた場合、どのような経路で連絡や相談がありましたか。

連絡や相談の経路は、電話による１件のみであった。その他の１件は不明の件数である。

3-19）3-16)で連絡や相談があったとお答えいただいた場合、どこが受け付けましたか？あてはまるものに○をつけてください。

連絡や相談の受付窓口は、本庁の担当職員が２件(不明１件を含む)であった。

④社会的養護の子どもたちおよび家族の声に対して、具体的にどのように動いているのか

4-1)児童福祉審議会への子どもたちからの連絡・相談（被措置児童等虐待の届出を含まない）に対して調査をする仕組みがありますか？

子どもたちからの連絡や相談に対して調査する仕組みについて、有るのは 19 自治体(29.7%)、無いのが 38 自治体(59.4%)であった。その他が７自治体(10.9%)であったがその内容は、権利擁護のための他の部署で対応する、児童相談所が対応する、案件に応じて対応する等であった。

4-2）4-1)で子どもたちからの要請に基づいて、即時に施設や里親家庭・一時保護所等を訪問支援する方策をもつておられますか？あてはまるものに○をつけてください。

即時に施設等を訪問する方策について、有るところが 24 自治体(37.5%)、無いところが(34.4%)であった。その他９自治体については、必要に応じて対応する、児童相談所で対応する、仕組みはないが必要に応じて対応する等であった。

4-3）4-2)で即時に訪問する方策があるとお答えいただいた場合、だれが訪問していますか？あてはまるものに○をつけてください。

即時に訪問する場合、児童相談所職員が 24 自治体、本庁の担当職員が 12 自治体、児童福祉審議会委員が１自治体であった。

4-4) 4-1)で調査をする仕組みがあるとお答えいただいた場合、平成 28 年度に何件程度、調査をしましたか？

調査件数については、未集計、無回答があるが、回答のあった自治体では、０件 15 自治体、１件３自治体、２件２自治体、７件１自治体、延べ 84 件１自治体であった。

4-5)児童福祉審議会への家族からの連絡・相談（異議申し立て、不服審査を含まない）に対して調査をする仕組みがありますか？

家族からの連絡・相談に対して調査する仕組みについては、有るが 16 自治体(25%)、無いが 41 自治体(64.1%)であった。その他６自治体については、必要に応じて対応する、児童相談所に問い合わせる、権利擁護を担当する他の部署で対応する等であった。

4-6)家族からの要請に基づいて、即時に施設や里親家庭・一時保護所を訪問支援する方策をもつておられますか？あてはまるものに○をつけてください。

家族からの要請に基づいて即時に施設等を訪問する方策の有無について、有るが 24 自治体(37.5%)、無いが 34 自治体(53.1%)であった。その他については、緊急度や必要性に応じて事務局職員や児童相談所職員が対応するというものであった。

4-7) 4-6)で即時に訪問する方策があるとお答えいただいた場合、だれが訪問していますか？あてはまるものに○をつけてください

即時に対応する方策があるという場合の訪問者は、児童相談所職員が 23 件、本庁の担当職員が 12 件、であった。

4-8) 4-5)で調査をする仕組みがあるとお答えいただいた場合、平成 28 年度に何件程度、調査をしましたか？

調査する仕組みがある場合、平成 28 年度の調査件数は、未集計、不明、０件のほか１件が３自治体であった。

⑤障害のある子どもへの支援について

5-1)平成 28 年に児童福祉審議会に障害のある子どもたちからの連絡や相談はありましたか（被措置児童等虐待の届出を含まない）？あてはまるものに○をつけてください。

平成 28 年度に児童福祉審議会に障害のある子どもたちからの連絡や相談があったのは、１自治体(1.6%)であった。なかったのは 60 自治体（93.8%)であった。

5-2)障害児への権利擁護に関する広報または相談対応において環境整備や合理的配慮を行っていますか？あてはまるものに○をつけてください

環境整備や合理的配慮を行っているのは 41 自治体(64.1%)、行っていないのは 14 自治体(21.9%)であった。

5-3) 5-2)で「はい」とお答えいただいた場合、どのような環境整備や合理的配慮を行っていますか。（自由記述）

自治体全体での障害者への配慮についての研修を実施していること、相談機関でのスロープの設置や多目的トイレの設置など施設・設備の改善に関するもの、トーキングエイドの使用や手話通訳士の配置など個別的な配慮を行っていることなど多様な回答があった。

例１）合理的配慮の一例として、施設等に入所する際に一人一人に配布する「子どもの権利ノート（児童の権利擁護の内容を記載したもの）」について、文字を大きめにする、ルビ（ふりがな）を振る、理解しやすいようにイラストを多用する、等の配慮をしている。また、配布するだけでなく、児童相談所職員がノートの内容を口頭でわかりやすく説明するなど、一人一人の特性に応じた配慮を行っている。

例２）・重症心身障害児で来所相談が困難な場合、訪問相談で対応する。来所相談の場合は、車イスやバギーに乗ったまま相談を受けられるスペースを設けている。・○○○ホームページによる広報では、図の説明も含め、音声読みあげソフトによる読みあげを可能にしている（視覚障害児、読字障害児等向け）。・聴覚障害や緘黙の児童には、筆談、文字盤やトーキングエイドの使用、市町村の手話通訳士や特別支援学級の手話を使える教諭の同席など、ケースに合わせて利用可能なツールや資源を利用している。

例３）相談者の障害の特性に応じて、ケースバイケースで対応している。

5-4) 5-2)で「いいえ」とお答えいただいた場合、その理由はなぜでしょうか？（自由記述）

5-4)障害児への合理的配慮を行っていない場合の理由
障害児限定ではなく、障害者全般に対して、環境整備等行っている（○○○広報誌への掲載等）。
必要であるが具体的取り組みに至っていない
特に施設や児童相談所等の現場から要配慮の声がなかったため、今後、検討する。
必要と考えるが今後の課題である。
子ども全般からの相談を受け付けており、障がいのある子どもに特化した窓口を設けていない状況である（今後の課題）。
障害児に限った広報等はしていない

⑥すべての子どもたちに関する意見表明や権利擁護の仕組みについて

6-1)家族と離れているかどうかにかかわらず、すべての子どもたちが意見表明をしたり、その権利を擁護する仕組みはありますか？あてはまるものに○をつけてください。

すべての子どもたちが意見表明したり、その権利を擁護する仕組みのある自治体が 20 自治体（31.3%）、いいえと答えた自治体が 36 自治体(56.3%)であった。仕組みそのものを準備していない自治体が過半数を超えており、取り組みとしては弱いといえる。

6-2) 6-1)で仕組みがあるとお答えいただいた場合、どのような仕組みですか(自由記述)

自治体における条例設置による権利擁護の取り組みや自治体独自の第三者機関の設置、フリーダイヤルなどが紹介された。

例１）○○○子ども・子育て支援条例（平成 18 年○○○条例第○号）に基づき、○○○子どもの権利擁護委員会を設置している。また、24 時間 365 日対応のフリーダイヤルの電話相談やメール相談ができる体制を整えている

例２）○○○では、平成 10 年 10 月より、子供の権利を擁護するための第三者機関として「子供の権利擁護委員会」を設置した後、５年間の試行期間を経て、平成 16 年度から○○○の事業として「子供の権利擁護専門相談事業」を開始。本事業の目的は、子供への虐待、いじめ、体罰などの権利侵害への具体的な対応等を行うことにより、子供の福祉向上を図ることとしている。事業の内容は、①子供自身や周囲の人達から、権利侵害などに関する相談を受け対応。電話やはがきによる相談の受付体制を整えている。また、対応するための専門員を置いている。②必要に応じて○○○児童福祉審議

会に事案の付議を求めることができる。③子供自身や○○民などへの広報活動。④メッセージダイヤルを設置して、子供からのメッセージを受け付ける、等。

例３）下記（1）～（2）を目的として「○○○子どもフォーラム」を開催している。平成26年度から平成28年度までの３か年で全小中学校で開催した（平成29年度以降は、希望する学校での開催）。（1）児童生徒と保護者・地域のおとなの方への「児童の権利に関する条約」の周知（2）おとなを交えた会における子どもの意見表明の機会の確保

6-3)今後すべての子どもたちの意見表明、権利擁護を考えた場合、どのような課題が考えられるでしょうか？（自由記述）

権利侵害から子供を守るためには、法的な裏付けのある実行力の担保が必要であること、システム全体の構図を明確にする必要があること、専門性や人員・財源の確保、第三者性の確保、広報や連携の仕組みなど、必要な要素等に関するものが多く挙げられていた。

各自治体においては、具体的検討前の状況であると思われる。

例１）子ども達の意見表明や権利擁護について、相談に応じたり権利の侵害から子どもを救済するために必要な調査等を行っても、救済のための実行力があるわけではないので、法律により何らかの力を担保する規定が必要と考える。

例２）①子どもオンブズマンなどの独立した第三者機関の設置。②その設置にあたり、担い手、機関の運営方法、予算、行政機関、教育機関、児童福祉施設、その他関係機関との連携方法など具体化すべき事柄が多いが、全国的にも例が少ないため、具体化することが困難。

例３）子ども家庭福祉の現場において、児童相談所の一時保護や措置に対して親は争う手段をもつが、子どもにとってその手段はほとんど無い状態であり、子ども自身もしくはその声を代弁しようとする関係機関の意見が適切に反映されずに危険に陥っている事例も少なからず存在する。このことより、自分から声をあげられない子どもの権利が確かに保障されているかを監視するための第三者性を有する機関の設置が求められる。

例４）・認められる権利等の具体的な範囲。・効果的な周知方法や周知先等の検討。・教育機関との連携等。

6-4)今後児童福祉審議会で子どもの意見表明や権利擁護を担う必要がある場合、どのような課題が考えられるでしょうか？（自由記述）

審議会の機能、現状に照らし、個別具体の権利擁護にどのように取り組むべきか、戸惑いや疑問等が示されている。

例１）子ども達の意見表明や権利擁護について、相談に応じたり権利の侵害から子どもを救済するために必要な調査等を行っても、救済のための実行力があるわけではないので、法律により何らかの力を担保する規定が必要と考える。
例２）児童福祉審議会は子どもの福祉の増進に重要な役割を担っているが、それだけで子どもの意見表明や権利擁護までを担いうるものではないと考えている。
例３）子供自身の意向、保護者の意向、あるいは当該家庭に関わる関係者・関係機関の意向が様々に交錯する場合も踏まえ、何が子供にとって最善の利益となるかを総合的に判断するために、どのようなプロセス（誰が、どのような段階で、どのような根拠で等）で、確認・判断していく仕組みを作っていくのかという課題。

⑦都道府県(所管地域)内において子どもの権利擁護を担っている団体・機関等の把握

7-1)管内における子どもの権利擁護を担っている団体・機関を把握していますか？

把握している自治体が 41 自治体(64.1%)、把握していない自治体が 22 自治体(34.4%)であった。

7-2) 7-1)で把握しているとお答えいただいた場合、どのような方法で把握していますか？

把握の方法については、最も多かったのが、具体的な事例や相談を通してで 18 件、届け出や連絡があれば把握しているが７件、個人的な情報把握が５件であった。その他(14 件)では要保護児童対策地域協議会や関係機関の連絡会議、協議会等で把握しているというものが多くみられた。

7-3) 7-1)で把握しているとお答えいただいた場合、何らかの連携を行っていますか？

連携をしているというものが 35 件(85.4%)、連携していないというものが５件(12.2%)であった。

7-4) 7-3)で連携を行っているとお答えいただいた場合、具体的な連携内容についてご記入ください。(自由記述)

要保護児童対策地域協議会のメンバーとして参加を要請、権利擁護に関する事業の委託先、或いは講師の依頼等で連携を図っている。

例１）○○○要保護児童対策協議会の構成員として参加
例２）個別の事例について、団体等から児童相談所に連絡が入り、連携して対応することがある。
　　家族再統合支援事業の委託

7-5）7-1)で把握しているとお答えいただいた場合、その団体、機関名をすべてご記入ください。

各地方法務局、人権擁護委員、弁護士会のほかチャイルドラインやＣＡＰ等の非営利法人や施設等の協議会、虐待防止ネットワークなども見られた。

7-6）7-1)で把握していないとお答えいただいた場合、その理由はなぜでしょうか？

必要と考えるが今後の課題であるが 15 件(68.2%)、その他４件(18.2%)、必要がない３件(13.6%)であった。その他では、把握困難、把握することになっていない、必要性も含め今後検討などであった。

D
①　１児童福祉審議会の位置づけと機能に関する分析
地方社会福祉審議会の児童福祉専門分科会として設置している自治体が 49 か所/76.6%と４分の３を越えていた。また、子ども・子育て支援法に基づく合議制の会議において児童福祉に関する審議を行っているところも３自治体あった。
児童福祉審議会については、児童福祉法第８条本文に基づき単独で設置することが望ましいと考えられる。しかし実情としては、第８条但し書きに基づき、社会福祉法により設置される地方社会福祉審議会に児童福祉専門分科会を設ける、子ども・子育て支援法に基づく合議制の会議で児童福祉に関する審議を行わせるといった自治体が多数を占めている。
のこととの関連により、自治体によっては、子どもの意見を聴取する根拠と考えられる児童福祉法第８条６項の規定は、単独で設けられた児童福祉審議会以外の合議制会議には該当しないという誤解を生じている。当該合議制審議会においては、「児童福祉法８条６項は該当しないので当初より子どもの意見の聴取は考えていない」という問い合わせが複数の自治体から寄せられた。この件については、設問に直接関連しないため、項目への回答を依頼した。このような誤解は、さらに児童福祉法第９条(審議会委員の要件)も該当しないのではないかという誤解を招く恐れがあると考えられる。
部会の設置に関しては、里親に関する部会、児童相談所(措置審査)に関する部会が 52 自治体(75.3%)、児童虐待死亡等事例検証に関する部会が 40 自治体(58.0%)、被措置児童等虐待に関する部会が 39 自治体(56.5%)において設置されている。しかし、部会を設置し

ていない自治体(１か所)があり、里親審査、児童相談所措置審査、被措置児童等虐待を統合した部会を設けていると回答している。統合した部会の開催は年２回とあるので、時間を区切って審議を行っても、報告程度のものではないかと推測され、28 年度の答申はゼロとなっており、審議会としては形骸化している恐れがあるのではないかと考えられる。

② 児童福祉審議会運営の課題に関する現状分析

児童福祉審議会の運営に関して感じる困難性については、14 自治体(21.9%)から困難性を感じているという回答があり、そのすべてにおいて日程調整の困難性を訴えるものであった。

すべての子どもたちの意見表明、権利擁護を考えた場合の課題、また、児童福祉審議会で子どもの意見表明・権利擁護を担う必要がある場合の課題についての質問においては、多くの自治体から回答が寄せられており、少なくとも関心が高いといえるのではないかと思われる。

内容としては、権利擁護を進める場合の内容やその範囲、具体的な手順が不明である、法改正や制度の構築等の内容が多く、意見表明や権利擁護についてのイメージが持てていない状況がうかがえる。

例)

・関係機関間の連携、役割分担（縦割りな「押し付け合い」となる懸念がある）。

・意見表明の前提として、権利の定義付か（重点的に取り扱う範囲）。・子ども達がその「権利」を学ぶ機会の確保が必要となる。

・意見を表明できない大多数の子どものフォローが必要となる。

・子ども達が表明する意見等が、真にその子の意見なのか（第三者の意見等が影響していないか）の見極め。

・「すべての子どもたち」となると重度障害児や言語表現が未発達な児童の意見表明をどう保障するか。

・子どもに対する権利侵害が認められる場合、その解決に向けた実効性を担保するため、組織体制の整備、事案に係る調査や救済措置などに必要な権限を付与する法整備が必要と思料します。

・児童福祉審議会は常設ではないため、子どもたちから連絡や相談があった場合にどこが対応するのか不明。

・子どもの権利を擁護する第三者機関には、子どもの連絡や相談を調査する機能と是正勧告が必要。

・児童福祉審議会は子どもの福祉の増進に重要な役割を担っているが、それだけで子どもの意見表明や権利擁護までを担いうるものではないと考えている。

・児童福祉審議会での対応となると、当県では、子どもの権利擁護について同等の制度の重複等を整理する必要がある。

・子供自身の意向、保護者の意向、あるいは当該家庭に関わる関係者・関係機関の意向が様々に交錯する場合も踏まえ、何が子供にとって最善の利益となるかを総合的に判断するために、どのようなプロセス（誰が、どのような段階で、どのような根拠で等）で、確認・判断していく仕組みを作っていくのかという課題。
・子どもからの連絡、相談をどこが窓口となって受け、審議会でどのように実効性のある対応を取り得るか。現状の審議会の機能とのギャップが大きい。現状でも委員の日程調整に難航しており、即座の対応をとることが難しい。
・審議会が子どもの意見を受け入れる手法の検討や審議会の運営についても改善が必要（時間、予算、人材）
・委員の日程調整がある為、意見表明後に早急に開催する事が難しいと考えられる。
・審議会に子どもが１人で来て自分の意見を述べる場面が想定できない。
・子どもと審議を結びつける第三者等のシステムが必要と思われる。
・法改正等の課題。
・何を児童福祉審議会で取り扱うのかを明確にする必要があるのではないか。
などがあった。

③　子どもたちからの意見表明の周知と窓口に関する現状分析

今回のアンケート調査の結果からは、子どもからの意見を表明する方策がないのは、他のシステムで対応できているが最多で 28 自治体(75.6%)。対応できている他のシステムとしては、児童相談所による施設の定期訪問が最多で 22 自治体(36.1%)、次いで各施設の苦情対応の第三者委員が適切に対応しているが 16 自治体(26.2%)である。

しかし、この苦情対応システムについては、各施設独自の取り組みであって、措置を行う行政がこのシステムを把握し、報告を受けて集約、評価するための根拠がない。また施設・法人の委嘱により対応を行うものが多いことや、本来子どもの権利擁護（アドボカシー）を行うためには、子どもの声を聴き意見形成を支援するということについての専門性が必要である。

児童相談所による施設への定期訪問については、必ずしも権利擁護や子どもの意見表明を目的としたものでなく、随時に対応できる仕組みのものでもない。子どもの適応や進路、家族の面会状況の確認なども目的となっており、どの子どもにも直接会って話を聞く仕組みとはなっていない。また児童相談所は、措置権者であるため、第三者性確保の観点から、子どもの意見の聴取においては一定の距離が必要ではないかと考えられる。

④　子どもたちからの意見表明に関する現状分析

社会的養護の子どもたちが児童福祉審議会に意見を表明することができることを知らせているは、社会的養護施設等入所児童は 22 自治体（34.4%）、里親委託児童は 17 自治体（26.6%）、一時保護児童は 11 自治体（17.2%）であった。

児童福祉審議会に対して子どもが意見を表明する方策をもつているは、社会的養護施設等入所児童は 26 自治体（40.6%）、里親委託児童は 20 自治体（31.3%）、一時保護児童は 14 自治体（21.9%）であった。

子どもたちが児童福祉審議会に意見を表明する方策をもつている場合の方法について、最多は、権利ノートに相談窓口の記載が 30、対応できる電話番号を伝えているが 21、はがきを配布しているが 19 であり、伝えている電話番号は児童相談所が最多で 18、児童福祉審議会の担当事務局が 11、児童福祉審議会の専用電話が３であった。

そもそも子どもたちの意見表明について、児童福祉審議会が知らせているところや意見を聴く方策をもつているところは少ない。「知らせている」よりも、「方策をもつている」が少し高くなっている。その方策としては「権利ノートに記載している」が最多で、その窓口としては、「児童相談所」が最多である。

３つの自治体が、児童福祉審議会に意見を表明することができることを「知らせていない」が子どもの意見を聴く方策として、電話番号を伝えたり、はがきを付けたりしていると回答している。児童福祉審議会の専用電話を設けているところは、３か所であり、多くの自治体が児童相談所での受付を想定している。社会的養護の子どもに関しては従来から児童相談所が役割を果たすものであるという認識が強いのではないか。児童相談所は子どもについての行政処分である施設入所措置を行う当事者であり、一時保護については直接子どもを一時保護する当事者でもある。子どもの声を聴き、耳を傾けるうえで第三者性を担保する必要性という観点から、児童相談所が適切であるかどうかを検討する必要がある。現状では、児童相談所は、都道府県でその専門性を有している唯一の社会機関であること、子どもに近いということ、行政責任において措置をしているという点では、一定の役割を果たしていると考えられる。

⑤　家族からの意見表明に関する現状分析

社会的養護の子どもたちの家族について児童福祉審議会に意見表明ができることを知らせているが２自治体（3.1%）のみである。

また、家族から児童福祉審議会に意見を表明する方策をもつているが、7 自治体（10.9%）であった。

意見を表明する方策をもつている場合の方法としては、対応できる電話番号を知らせているが３自治体であった。そして、実際に家族からの連絡、相談を受けたのは１自治体（1.6%）であり、経路としては電話、受け付けたのは本庁の担当職員であった。

児童福祉審議会への家族からの連絡、相談に対して調査をする仕組みがあるのは、16 自治体（25.0%）、即時に施設や里親、一時保護所を訪問支援する方策をもつているは 24 自治体（37.5%）であり、訪問支援するのは、児童相談所職員が最多で 24、次に本庁の担当職員が 12 であった。

これらのことから、家族に対する周知、対応はほとんどなされていないというのが現状であり、結局児童相談所職員による対応が主として想定されている。子どもたちからの意見の表明と同様に、第三者性を担保するうえで児童相談所による調査、支援が適切であるのか検討が必要であると考えられる。

⑥　障害のある子どもに関しての対応

障害のある子どもについて、児童福祉審議会への連絡、相談があったのは１自治体（1.8%）のみであり、児童福祉がすべての子どもを対象としており、入所、通所施設の利用が相当数あることを考えると、障害児のアクセスについて、より検討が必要ではないかと考えられる。

障害児への権利擁護に関する広報、相談対応についての環境整備や合理的配慮をしているは 41 自治体（64.1%）であり、直接的な連絡・相談に比較して環境の整備は進められているといえるが、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行されていることから、一日も早い 100%の達成が望まれる。

⑦　すべての子どもたちに関しての対応

すべての子どもたちの意見表明や権利擁護の仕組みがあるは 20 自治体（31.3%）、所管地域内の子どもの権利擁護を担う団体・機関の把握は 41 自治体（64.1%）が把握している。把握方法としては、具体的な相談や事例を通じては 18、届け出があれば把握が７、個人的な情報把握が５であり、把握している場合はそのうち 85.4%の自治体が何らかの連携を行っているという回答があった。

一方、把握していない場合、その理由については、回答のあった自治体のうち必要がない、必要と考えるが今後の課題であるという回答が８割を超え、消極的なところが多いと感じられる。②児童福祉審議会運営の課題に関する現状分析でも述べたように、すべての子どもたちの意見表明や権利擁護に関して児童福祉審議会の役割や機能についての具体的なイメージが持てていないことが影響しているのではないかと考えられる。

第３節　インタビュー調査の結果と分析

（１）インタビュー調査の結果

①W自治体について

ァ.被措置児童からの虐待通告・相談のルートについて

３つのルートが用意されている。

①児童相談所の担当ケースワーカーに相談、

②児童相談所による「権利に関する面接」話す、

③「安心ホットライン」に架電する、の３つである。

②、③については自治体独自の取り組みであり、特に②の「権利に関する面接」では、児童相談所が措置している全児童（里親委託児童も含む）に対して、施設や里親から権利侵害がないか、具体的には暴力・暴言を受けていないか、いやなことなどされていないかを確認する目的で、年１回の面接が実施されている。近年開始されたものであるが、児童相談所職員が施設・里親宅を訪問して、同じ施設・里親に措置・委託されている児童らを一人ずつではあるがまとめて面接しているので、児童個別の担当ワーカーが面接するとは限らない。

「安心ホットライン」は被措置児童からの通告・相談専用の受付電話である。12 月 29 日から１月３日までを除く毎日、午前９時から午後 10 時まで受け付けている。気になる内容があればホットライン受付者から児童相談所の担当ケースワーカーに連絡する仕組みになっている。被措置児童には、子どもの権利ノート（名称「えがおノート」）に番号を記載したり、電話番号を記載したカードを渡すなどして「安心ホットライン」を案内している。平成 28 年度のかかってきた件数は８件であった。

イ. 被措置児童虐待への対応

通告・申し出に対し、児童相談所において被措置児童虐待に該当するかどうかを検討する。調査に当たっては、児童には児童相談所職員が、施設・里親に対しては本庁職員が聴取・事実確認する。本庁と児童相談所で協議し、被措置児童等虐待に該当するか否かを判断する。児童福祉審議会の専門部会に報告する。

対応の流れについては特に過大に感じることはない。しかし、業務量については、かなりの負担があると感じている。手続きや事務、訪問調査等についての業務量が大きく、事務局の担当者３名の業務量全体の 20～30％を占める感覚である。

ウ. 審議会専門部会について

専門部会の開催は不定期で、日程の調整に時間をかけるがそれでも６名全員が揃わないことが多い。各委員が多忙であり、機動的に開催することがむつかしく、また多忙であるため、これ以上の負担をお願いすることも困難と考えている。

エ. その他として、民間機関の活用については、児童との信頼感の構築や、プライバシー保護の問題、子どもにとって児童相談所との区別がつきにくいのではないかといった点から、連携した例はない。

②Ｘ自治体について

ァ. 子どもの声を聴くチャンネルについて

乳児院以外の入所施設・里親について、入所時に子どもの権利ノートとともにバインダーにファイルしたハガキを全児童に配布している。また子どもの権利ノートには、フリーダイヤルというのがセットで番号が書かれているほか、苦情対応第三者委員についても記載している。28 年度の子どもからの相談は、16 件すべてはがきによるものであっ

た。フリーダイヤルには家族からの相談が入ることもあり、はがき、フリーダイヤルで延べ 34 件であった。

イ. 相談・通告への対応

届いた情報はすべて取り扱い、周辺調査から始める。まず児童相談所と情報の共有を行い、ある程度情報が収集できた段階で施設に面談に行く。面談には福祉職である本庁の職員が複数で出向き、性別も考慮する。被措置児童虐待に該当しない場合もあり、多くは施設内での対応を調整することで解決が見込めるものが多く、子どもの納得を得られれば当面の対応を終了する。

被措置児童等虐待に該当する疑いのある場合、持ち帰り協議を行うが、夜間・緊急対応等も想定はしている。審議会は年３回の開催を前もって予定しているが、１回の審議会で 10～11 件の事例を協議する。事務局で内部的に協議したものを審議会に諮るということで、行政判断を行う場合の意見聴取という位置づけで意見聴取を行っている。

ウ. 課題について

緊急事態も想定しないといかないが、委員の招集、会議の設定ができるかという懸念がある。発言できない子どもの声をどのように把握できるのか、児童相談所において把握のための努力はあるが、それで十分とは言えない。事務局を担当する職員は、権利擁護専任ではなく、他の業務を兼ねて行っており、件数が増えるとさらに即時対応がむつかしくなる。

施設等に対する訪問調査の権限が、一般的な指導なのか、監査なのか、事例に対する調査なのかがあいまいであり、定期的な訪問となるとさらに権限としてあいまいになるため、調査権限等を明確にする必要がある。

③Ｙ自治体について

ァ. 子どもの声を聴くチャンネルについて

施設入所時・里親への委託時に配布する子どもの権利ノートに添付しているハガキで知らせる、一時保護所に設置している意見箱で意見を述べる、子ども人権ホットラインに電話する等の方法で、施設に入所している子ども、一時保護されている子ども、その他の子どもの意見を聴くチャンネルを設けている。

イ. 被措置児童虐待への対応について

子どもたちからの相談・連絡に対しては、日常生活上の不満等の問題に関しても、ハガキの内容を読んだうえで、直接話を聞く、児童相談所に情報提供して確認する等の対応を取ったうえで児童福祉審議会に報告、諮問する。被措置児童虐待に当たらないと考えられる事案については年２回の児童福祉審議会に報告し承認を得る。調査に関しては、自治体が設置している子どもの権利擁護機関の事務局が実施し、報告をまとめる。

ウ. 課題について

自治体が設置している子どもの権利擁護機関では、元々、弁護士、医師、児童福祉専

門家等の専門家に委嘱して、毎月児童相談所で取り扱う虐待等の処遇事例について、児童相談所からの求めに応じて審査を行う、ホットラインで受けた電話相談のうち、複雑でむつかしい事例等について、調査に基づき助言等を行う、児童福祉施設等の処遇内容について評価・助言などを行っていた。

その後の児童福祉法改正で、児童相談所の措置について、児童相談所長の求めに応じて児童福祉審議会で審査し、答申や助言を行うことが規定された、被措置児童に対する支援内容が不適切な場合、被措置児童等虐待事案として児童福祉審議会で審査を行うことが規定された等の改正を受け、児童福祉審議会に固有の業務として位置づけられたため、自治体が設置してきた子どもの権利擁護機関に設けられていた子ども人権審査委員会との業務上の重複が生じてきたため、機能を児童福祉審議会に移行するべく、自治体内において検討を行っている。

④Z自治体について

ア．子どもの声を聴くチャンネルについて

施設入所時に子どもの権利ノートを渡すときに児童福祉司がハガキに切手を貼って渡している。ハガキを使えばまたもらえる。そのほか電話や児童相談所による年一度の施設訪問や通常の訪問時に話を聞く。障害児への対応については、保護者からの通告があり、対応は障害福祉課になる。

イ.被措置児童虐待への対応について

子どもからの連絡や通告は、本庁で受け付ける。通告があれば、明文化されたものではないが、１週間以内に会うようにしている。その間は児童相談所や施設での状況について情報を収集している。

施設、子どもへの調査は施設の所管課（子ども家庭課、障害福祉課）が実施するが、児童福祉審議会にあげるときは審議会を所管する子ども家庭課が担当する。子ども家庭課の担当職員は、臨床心理士、保健師という対人援助の専門職である。

調査は本庁が主となって実施し、子どもからの聞き取り、児童相談所や施設とう関係機関への調査に基づき、事実関係や課題の整理を行い審議会に諮るという方法をとる。

ウ.課題について

事例検証の部会で審議するが、定例ではないため、委員の日程調整が非常にむつかしく、３か月先まで日程調整ができないときもあり、全員がそろわないまま開催したり、夜間に開催しないといかないときもある。

担当者は他の業務も兼務しており、児童福祉審議会で権利擁護を担当することになれば、人員等の手当ては必要である。また、現状では施設に入所している児童の声をすべて聞くことはできておらず、結局子どもたちが我慢を強いられているのではないかと思う。

子どものための権利擁護センターはぜひ必要だと思うが、所管地域内では、委託できるところを思いつかない。施設内虐待が発生する前の段階での取り組みが必要である。あと、権利擁護機関等に委託するとなると、プライバシーの問題や児童相談所との関係も重要な問題だと考えられる。

（２）インタビュー調査結果の分析

①子どもの声を聴くチャンネルについて

インタビューした４か所すべての自治体では、入所・委託時に子どもの権利ノートを配布することが行われており、子どもの権利ノートに添付のハガキ、封書等が利用できる。また、児童相談所、自治体本庁、フリーダイヤル等の受付電話が記載されており、電話の利用ができることも説明されている。それらの方法で子ども自身からの連絡・相談が本庁、児童相談所に届く件数は、措置・委託児童数と比較すると非常に少ないといえる。年数件から数十件であり、3,000 件の入所がある自治体でも１％前後である。

②子どもからの連絡・通告があった場合の対応について

子どもからの連絡・相談が届いた場合、担当職員が内容を確認するが、子ども自身の思いや日常生活上の不満、他の児童や職員との関係なども含まれており、権利侵害の可能性があるかどうか、緊急的な対応が必要かどうかについては、その段階で検討が行われる。

被措置児童虐待の可能性がある場合には、必要に応じて児童相談所、施設等にも状況を確認し、情報収集のうえ子どもとの面談、調査を行うなどの方法が講じられ、事実や状況を整理したうえで被措置児童等虐待担当の部会に審議を依頼することになる。被措置児童虐待に当たらないと考えられる場合には、被措置児童等虐待に準じた対応が行われ、児童福祉審議会には報告される場合もあるが、行政限りにおいて終結される場合もある。受け付け時点での内容の検証とそれを行う職員の専門性が重要な要素であると考えられるが、援助にかかわる専門職員が配置されるとは限らず、システムとして専門職の配置等が求められる。

③児童福祉審議会を運営する上での課題について

ァ.業務量について

児童福祉審議会の事務局を担当職員は児童福祉審議会事務局専任ではなく、自治体職員として他の業務を兼務しており、権利擁護についての個別案件があれば、情報の収集、調査、書類整備、諮問等の業務が過重になる可能性があり、即時の対応、臨機応変な対応がむつかしくなることが考えられる。

イ.専門性について

担当職員は自治体職員として事務局業務を担当しており、必ずしも社会福祉士、保健師、臨床心理士等の援助専門職とは限られない。また、子どもの訴えの背景や施設・里親現場の事情を十分理解できているとは限らず、適切な対応ができない場合も考えられる。子どもの権利侵害への対応として十分な専門性のある職員による対応が望ましいと考えられる。

ウ. 審議会の開催について

審議会委員は非常勤職員であり、かつ弁護士、医師、大学教員、社会福祉関係者が多く、日常的には本務を抱えている。そのため、アンケートでは、現状でも日程調整の困難性が多く訴えられており、緊急時には夜間等の開催も余儀なくされる状況がある。多数の委員を委嘱することも、専門性のある人材確保という点で困難性が考えられる。

④その他

児童福祉審議会が担う機能が児童福祉に関する一般的な調査・審議だけではなく、子どもの権利侵害、重大事件等に関係して、個別事例の審議、検証業務が増加している。自治体によってはすでに子どもの権利擁護に関して、独自の審査委員会や権利擁護事業への取り組みもあり、そのような自治体においては、既存事業と、児童福祉審議会が取り組む新たな事業との調整が必要であり、担当部局をまたがる作業が必要となっている。

第４節　児童福祉審議会による子どもの権利擁護の現状と課題

（１）子どもの権利擁護の現状と児童福祉審議会の機能について

児童福祉施設等の社会的養護のもとにある子どもたちには、福祉サービスにおける苦情対応システムや被措置児童等虐待の法定化にともなう救済体制、さらに福祉サービス第三者評価の義務化など、近年このような子どもたちの権利擁護と救済の仕組みが置かれてきた。しかし、今回の都道府県児童福祉審議会の実態調査の結果では、各部会の設置率から見ても、下の表のように、まだ改善の余地があると考えられた。

（表○○各部会の設置と機能の状況）

	設置数・率	答申	意見具申	勧告
里親審査部会	52（75.3%）	0～142	0（17 自治体）～48	0（記入有全 28 自治体）
措置審査部会	52（75.3%）	0（8 自治体）～95, 102	0（14 自治体）～102	0
虐待死亡事例検証	40（58.0%）	0（25 自治体）～5	0（21 自治体）～4（3 自治体）	1（自治体のみ確認）
被措置児童等虐待	39（56.5%）	0（20 自治体）～71	0（13 自治体）～34	0（24 自治体）～1

改善の方向性としては、まず子どもの権利侵害事案を中心に設置されている被措置児童等虐待にかかわる部会を活用して、そこに子どもからの声が届く仕組みを置くことが考えられる。ここではこの部会に、どのような機能と役割を拡張するかということが課題となる。ただし、子どもの権利を擁護するための装置としては、行政や福祉施設から独立した第三者性を確保するために、全く独立した機関を置くことが必要であるという意見もあるので、システム全体を考えるときに、この第三者性・独立性をどのように確保するのかということも検討する必要がある。さらに、子どもの意見を丁寧に聴くためには、子どもに近く、子どもと信頼関係を保てることも重要な要素になるが、機動力の高い組織が必要になるため、それを児童福祉審議会やその他の機関が担うのか、あるいはどのような資源を活用するのかがシステムを描くときのポイントでありさらなる課題となる。

次に、児童福祉審議会を活用することを考えた場合、今回の都道府県調査では、児童福祉審議会等に設置されている各部会を担当する部署が異なっていることが理解できた。これは施設入所の障害児についても同様である。つまり各部会は動いていても、児童福祉審議会全体が「社会的養護における子どもの権利擁護」についての意識や意思疎通が総合的に図れているかという課題がある。

従前の各部会を統合する上位の組織は審議会の本審であるが、本審は規模が大きい場合があり、また実質的な権利擁護の機能を果たせるか、今回の調査からは疑問である。都道府県児童福祉審議会に子どもの権利擁護の機能を付加させるときに、全体を統括する何らかの仕組みを置き、「社会的養護における子どもの権利擁護」の意識をしっかりと置く必要もあるのではないか。さらに言えば、福祉サービス第三者評価結果や施設内の苦情対応状況のモニタリングも含めて、各都道府県における社会的養護のもとにある子どもの権利保障の状況を自治体が把握し見守っていく必要もあると考えられる。

（２）子どもの意見表明権の現状と児童福祉審議会の機能について

先ほど見てきたように、児童福祉審議会の各部会の設置率の低さは、該当する案件がないという場合も当然想定されるが、一方「ない」のは「挙がってきていない」ということも想定できる。ここでは子どもの声に対して、どのようなチャンネルを置いているのかということが重要なポイントとなる。

今回の都道府県の調査では、施設に入所する子どもたちに「はがき」を配布することや、フリーダイヤルを設置するといった取り組みをしている自治体があったが、まず子どもの声の待ち受けをする仕組みは必要であろう。また、児童相談所のケースワーカーによる訪問調査（多くは年一回程度）や福祉サービス第三者評価においても調査者が子どものヒアリングをする（３年に一回の受審）ことで、出前による子どもの声の聴取もあるが、訪問スパンや子どもとの関係性の構築を鑑みると、意見表明権を保障した十分な仕組みとは評価し難い。被措置児童等虐待の疑いのある子どもからの意見表明については、都道府県本

庁や児童相談所が出向き、直接子どもの声を聴く取り組みが行われているが、子どもの意見表明権は、自己にかかわるすべての事項について意見を述べる権利である。

子どもの意見には、おそらく３つのレベルがあると考えられる。レベルⅠは、「気持ち・考え」で、「（何らかの理由により）イライラする」といった「気持ち」や「普通の家の子は、こうしているのに…」といった「考え」である。レベルⅡは、「苦情・要望」のレベルで、「職員の○○がうざい」といった「苦情」や「門限の時間を延ばして欲しい」といった「要望」である。そしてレベルⅢは、「被措置児童等虐待の案件」となる。

現在の状況では、被措置児童等虐待の案件は、都道府県で取り扱われているが、大半が施設からの報告であり、子どもから直接の訴えは非常に少ない。レベルⅡについては、施設内の子どもたちの自治会活動でも拾いあげられているが、取り組みや対応の基本は施設長と職員の手の中にある。そして、レベルⅠの場合は、直接子どもたちの世話をしている現場の施設職員に聴く役割があるが、業務の多忙さと、子どもにとっては生活管理者としての役割から、十分な「気持ち・考え」が聴取できていない実態がある。また、児童相談所のケースワーカーも子どもが意見表明をする上で重要な資源であるが、児童相談所も多忙であり、子どもが話したいときに対応できる体制ではない。

ここでは、児童福祉審議会が子どもの声を聴き意見表明権を保障するために、どのような機能をもつのかが課題となる。また、外部の資源を活用するとしたら、どのような資源を想定し、それら資源と児童福祉審議会がどのような関係性、接点を描くかが課題となる。

社会的養護のもとにある子どもたちの中には、養護問題の坩堝の中で、不満感を充満させ、気持ちや考えを言語化できないでいる子どもたちが散見されている。その結果、自尊心や自己評価を貶められ、行動化することで発散するしかないような子どもたちである。児童養護施設等で子ども間の加害被害事案として被措置児童等虐待の可能性のある案件として挙がってくる前に、そのような子どもたちに寄り添い、気持ちや考えを言語化し意見として形成できるように育成する予防的な意見表明育成支援をする必要がある。この部分は、従来は現場の施設職員が寄り添うことを想定していたが、我々の調査研究「福祉施設入所児童への外部アドボカシー導入研究（2016 年３月）平成 25 年-27 年度　日本学術振興会科学研究費助成事業」では、職員の多忙さと職員が子どもと対立し閉塞感を感じている状況があり、アドボケイトとして第三者が関与して子どもが思いを言語化してくれることで、より職員が子どものニーズを把握でき支援の質が高まると考えられる実態もあった。ここでは、子どもの意見表明を誰が、どのような機会に、どのように保障するのかということが課題となる。

第５節 都道府県の事例を参考とする児童福祉審議会の汎用可能性と不足要素

ここでは、社会的養護のもとにある子どもたちの権利擁護に取り組んでいる自治体への聞き取り調査等を参考に審議会をベースとして汎用可能性のある参考事例を検討してみる。

現状の都道府県児童福祉審議会の機能と役割を考えると、中核的な役割は、行政の取り組みへの意見聴取にある。

また、子どもからの意見を受け付けている審議会部会となると、ほとんどないが、いくつかの自治体では、子どもの申し立てを実際に受け付けており、その後の調査や調整以降は、本庁や各部署、児童相談所などの行政が行っている。

児童福祉法第８条第６項では、児童福祉審議会は、特に必要があると認めるときは、子ども等の意見を聴くことができると記されているが、都道府県で現実に設置されている審議会の部会で、子ども自身の意見を聴取する必要が考えられるのは、各都道府県の社会的養護のもとにある子どもの権利擁護の最前線として、法定化されている被措置児童等虐待に関わる部会であると考えられるため、ここに焦点を当て、子どもからの申し出の流れに沿った参考事例を抽出し、同時に子どもの意見表明権を確保する場合に、不足する部分の課題を提示することとする。

①子どもからの相談チャンネルの設置

・待ち受け型

ａ）子どもの権利ノートのバインダーに、「はがき」を付して全児童に渡す。

ｂ）フリーダイヤルの設置

外部の団体に設置又は行政直営や外郭団体に委託も可能とする。

・出前型

第三者による定期訪問調査、或いは子どもの児童相談所新担当ワーカーが面接を行う。

◆不足する要素

・「はがき」の手渡しは、文化として根付いていると一定の効果はあるようであるが、前提としては、子どもの権利ノートの取り組みをしっかりと行い子どもたちに周知する必要がある。

・現実には、フリーダイヤルからの申し出がほとんどなく、子どもにとってアクセシビリティの高い意見申し立てのサービスとなるように検討することが必要である。

・子どもを定期的に訪問し、信頼関係を構築することは、児童相談所のワーカーに期待されるが、現実の児童相談所のワーカーは多忙である。出前型のサービスを確保する必要もある。

・また、相談チャンネルがあっても、子どもの意見表明の前段階で、子どもの意見形成支援を行う必要のある子どもたち（自身の思いを言語化できない）も散見され、そのようなサービスを構築することが必要である。

②「はがき」「フリーダイヤル」の受理窓口

「はがき」の受理窓口は、行政／家庭支援課等で、子どもからの情報は、一旦すべて受理し、担当者と直属上司他の数人で即座に情報を共有し、課長にも内容を伝え、対応方針を相談する。

担当者は、専門職採用または福祉援助に関しての専門性が確保され、子どもの相談援助に携わった経験をもつている必要がある。他の事務も担当しながらであるので、該当職員の事務としては、何らかの社会的養護にかかわる事務を担っている方が望ましい。受理した場合、受理簿を作成して管理する。

◆不足する要素

・緊急に対応できる専門性を有した受理窓口担当者の確保と業務量に対応したスタッフが必要である。

・現状では、「フリーダイヤル」からの通報は稀であるが、入ったときには、緊急に対応する必要がある場合もあるので、夜間を問わず上司や児童相談所と連絡を取り対応する体制を構築しておく必要がある。また、子どもからの通報等が増大したときなどを想定しておく必要もある。

③受理後の調査

「はがき」「フリーダイヤル」が来てから子どもの面接まで、1週間か10日以内で執り行う。調査は、児童相談所に状況の確認をし、施設から同じような話を聴いていないか、子どもの知的能力など必要な情報を収集する。情報の収集ができれば、課内で再度、支援等の方向性と計画を検討する。

一定の情報収集の上、子どもが入所している施設長に連絡して、子どもへの面接のアポイントメントを取る（「はがき」の内容は伝えない）。 訪問は、複数で面接に行く、子どもの話の内容から必要があれば、子どもと同性の職員が同行する。また子どもの親や家庭の話や司法面接など、必要に応じて児童相談所のワーカーと行くこともある。

子どもに面接をして、「はがき」に記載されている内容や子どもの申し出の意図と詳しい状況の確認をする。

◆不足する要素

・子どもからの申し立てが増加したときに、調査に対応できる人材が必要である。

・また相談チャンネルの設置と調査に関して公的第三者機関の設置など、行政以外の有効な資源に委託することができるかどうかを検討する必要がある。

④問題の確定

聞き取りが終わった段階で、委員任命時点で設定していた基本的な年間開催スケジュールに基づき被措置児童等虐待部会を開催し報告協議する。また現状では、審議会部会の位置づけは、行政の判断に対して意見を求めることであって、決定するものではないので、事後報告というかたちで対応している都道府県もある。

◆不足する要素

・専門性を有する部会委員の確保が必要である。

・行政担当課のスタッフも問題の確定に携わるため相当な専門性を要し、福祉・心理等の専門職を雇用している必要がある。

・子どもからの申し出の段階で被措置児童等虐待の疑いが高く、緊急招集する必要があることもあるため、部会委員には、その対応と過半数を確保できる人数を担保する必要がある。
・相談チャンネルの設置と調査に関して公的第三者機関の設置など、行政以外の有効な資源に委託することができるかどうかを検討する場合、問題の確定への関与と児童福祉審議会との関係を整理しておく必要がある。
⑤介入と調整、権利回復措置
検討する審議会部会には、行政判断への一定の意見を聴取し、今後の対応についての意見も求める。審議会の部会には、都道府県担当部長、各児童相談所長、措置課長等が参加し（担当案件がなくても施設等で起きていることであり、措置する可能性もあるため参加するものとする）情報を共有する。
実際の介入と調整、権利回復措置については、主に行政／家庭支援課と担当児童相談所が中心となって行う。
◆不足する要素
・外部の審議会部会委員に意見は求めるが、あくまで介入と調整、権利回復措置行為は、行政内部での処理となるため、第三者の見守りが必要である。
⑤モニタリングと終結
介入と調整、権利回復措置を実行し、子どもの納得が得られたら一定終結し、決裁書を起案する。
◆不足する要素
・経過を見守る第三者が必要である。
このような流れは、一定の自治体で取り組まれているものであるが、全体の構造が「子どもの権利侵害」を想定したものであって、「子どもの意見表明権」を保障したものとは言い難い。不足する要素をどのように手当てしていくかが重要である。また、子どもたちの権利擁護については、権力関係からの抑圧という要素を見つめている必要があり、その意味では行政や児童相談所は措置権を有する存在であるため、第三者性・独立性を確保した装置も必要である。この装置とは、すべてのこの流れを一手に引き受ける機能を有するものとするか、これは例えば、子どもの権利救済第三者機関の設置ということであるが、あるいはこの流れの一部を側面的に機能する装置とするか、これは例えば、子どもに寄り添い、子どもの意見形成を支援し、経過を見守る民間の活動を確保することで、カウンターパワー（対抗装置）の役割を果たすとするのかを検討する必要がある。